

(7 番 元坂正人 議員)

○議長（大西慶治君） 次に、通告順 3 番 元坂正人議員の一般質問を行いますので、元坂正人議員は質問席へ移動してください。

それでは、通告順 3 番 元坂正人議員の発言を許可します。

元坂正人議員。

○7 番（元坂正人君） 通告 3 番 元坂正人でございます。

まず一点目のことについてお伺いをさせていただきます。県のごみ固形燃料（R D F）焼却発電事業と今後のごみ処理の対応について問うものでございます。

1 点目、県のごみ固形燃料（R D F）焼却・発電事業の平成 3 2 年度末の廃止が決定され、今後多気町にある香肌奥伊勢資源化広域連合でのごみ処理に代わる施設整備が必要という状況でございますが、本年に入りまして、東日本大震災による福島第 1 原発の事故、浜岡原発の運転停止など、原子力の供給に関する状況は大きく変わってきております。

また三重県知事選挙による新知事の就任がありましたこと等から、県や構成市町はごみ固形燃料（R D F）焼却・発電事業を見直す動きや声はないのか、現在の状況を問うものでございます。

2 点目に、施設の廃止に伴い、広域による施設整備が必要となります。そこで現在関係各町とはどのような調整をしているのか、以上 2 点につきまして、三重県の動きや関係町との調整がどこまで進んでいるかをお示しいただき、それらを踏まえて大台町長として今後 1 0 年間にごみの減量化への取り組みや、施設整備の年次計画について、どのような構想を持っているかを問うものでございます。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは、県のごみ固形燃料（R D F）焼却・発電事業と今後のごみ処理の対応につきまして、まず 1 点目の R D F の焼却・発電事

業の動きについて、お答えをいたします。

RDF焼却・発電事業の今後のあり方につきましては、本年4月5日に開催されました三重県RDF運営協議会総会で、県が事業主体となって運営するRDF焼却・発電事業は、平成32年度末で終了することが確認をされております。RDF焼却・発電事業による売電料は年々減少するごみ量に比例して、減少を続けております。平成18年度と比べ、平成22年度の売電収入は、約1700万円の減収となっております、これに伴いRDF処理委託費が増加を続けております。

こうした中で東日本大震災による福島第1原子力発電所の事故を受けて、太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用拡大を図る必要性が高まり、国においては現在、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（全量買取制度）でございますが、この法案を提出しまして、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入を進めております。

しかしながら、この法案は新規施設を対象としておりますことから、既存施設は対象となりません。むしろこの法案が施行されますと、RDF発電施設が適用を受けていた従来の「電気事業者によるエネルギー等の利用に関する特別措置法」が廃止されて、売電収入が約3分の1減収となり、さらに処理委託料の負担が増えることとなってまいります。

このため、今回の全量買取制度法案が太陽光、バイオマスエネルギーなどの利用拡大を図ることを目的として導入するものでありますことから、紙や生ごみなどのバイオマスを燃料として利用するRDF焼却・発電事業などの既存施設についても、その事業運営に影響が出ないよう十分な支援を行うよう、早い段階で国に対し運営協議会として要望をしていくこととしております。

なお新知事の見解として、RDF発電事業に関しましては、今のところ何ら表明されたものはございませんが、今後とも国の動向とともに注視しながら県RDF運営協議会の構成市町と連携をとりながら状況を判断していきたいと考えております。

失礼しました。次に２点目の施設の廃止に伴い広域による施設整備の関係各町との調整がどこまで進んでいるのか。またそれに伴い今後１０年間のごみの減量や施設整備の年次計画について、どのような構想を持っているのかということでございますが、先の３月議会で堀江議員のご質問にお答えさせていただきましたように、３町のごみを松阪市の新焼却施設で処理することについて、松阪市長は３町の気持ちはよくわかるが、建設に至る経緯や地元合意などを踏まえ、現状では困難であるとの考え方を示されております。

こうしたことから、３３年度からのごみ処理については、３町で連携しながら松阪市への働きかけを継続するとともに、３町での焼却施設や埋立処分場整備の可能性や手法、さらには民間施設への処理委託などについて検討を進めているところでございます。

また仮に多気町、大紀町、大台町の３町で、ごみを焼却処分するとした場合を想定して、昨年度末より現在稼働中の類似規模の焼却施設を有する岐阜県山県市、長野県飯山市のごみ焼却施設を視察いたしました。両施設とも小規模な施設でございますが、順調に稼働しておりまして、仮に３町で焼却施設を建設するとした場合でも、技術的には可能であり環境保全上も問題がないとの報告を受けております。

ごみ減量化への取り組みにつきましては、広域連合が策定いたしました、家庭系ごみ処理量は、平成１７年度を１００として平成３７年度には３０％を削減する目標となっております。また施設整備に関する計画では、仮に多気町、大紀町、大台町の３町でごみを焼却処分するとした場合、建設場所の選定が一番の課題となっております。建設地の地域の合意が得られた後、土地の造成工事、実施設計、建設工事で約６年間が必要となります。平成３３年度稼働を目指すとするれば、少なくとも平成２７年度までには、建設予定地の地元合意を得ておく必要がありますので、協議を進めなければならないと考えておりまして、今後精力的に動いていかねばと考えているところでございます。ご理解いただき答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

○7番（元坂正人君） いま町長の答弁でございますけども、この施設が平成13年にRDF、ちょうど10年経過をしたわけでございますが、今後ですね、平成32年度末でもって廃止ということが企業庁のほうから示されたということでございます。これについてですね、1市3町でいま現在行っておりますけども、松阪市がご覧のとおり平成27年度をもって、焼却を松阪のほうへ向いてするというので、負担金はそのままさせていただくという回答をもらっていることを聞いております。

で、この平成21年度、平成22年度について、大体ごみが年間ですね、横ばいで8800トンと聞いておりますけども、これについてちょうど合併で飯南、飯高がちょうど松阪市になりました。そして勢和村が多気町になりました。この中で年間の処理、焼却が松阪市で2175トン、それから多気町で1037トン、大台町で2796トン、大紀町で2800トンと、計8800トンということになります。これは多気町はなぜこんなに少ないのと、それでまた松阪市が何でこんなに少ないのということがあるかと思っておりますけども、これは合併の飯南、飯高の分と、それから勢和の分の1037トンだと思います。この中で負担金がですね、1市3町で年間の負担金が平成22年度で約ですけども、8億5000万円ぐらいと聞いております。また県の負担金が約9億円ということで、17億5000万円ぐらいの年間の処理費で賄っておると。またトンについて6134円というような金額で、いま焼却をしておりますけども、このあと10年間の町長のいま答弁ございましたけども、平成27年度ぐらいまでには町、土地を確保し、そして3町で大体なった場合でも、約8800トンぐらいかなという計算になります。

この中で、どこら辺へ向いて場所的に構想を持っておられるのか。またこういうどこら辺とか、具体的なことがわかれば一つ10年間と言えども、平成の大合併が平成7年から平成17年の10年間というのと即きたわけですので、10年あるというような感覚ではなく、もうそこまで来とるのやというようなこ

とで、ちょっと答弁をいただければありがたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） 平成32年度で、この県のRDF焼却事業が発電事業が終了すると、こういうことでございます。元坂議員申し上げられたようにですね、あまりゆっくりしておったらあかんぞよと、こういうことでその認識はしっかりと持っているところでございます。そういうことで先行しつつですね、3町で岐阜県の山県市なりあるいは長野県の飯山市なりですね、そこら辺を視察させていただいているところでございます。それは焼却施設と、こういうようなことでございます。

そういうことを踏まえてですね、どういう処理方式がいいのかという決定と、どこへするのかということが非常に大きなことになろうかと思ひます。従来は場所の選定については、各町で適地を上げてこいというふうなことで、以前は旧大内山のほうに最終処分場を設定したんですが、その折りもですね、その折は焼却処分場なりそういう処理場を持たない町村で、処分場の適地を上げてくださいと、こういうことでした。その当時は大内山村と旧の宮川村と、こういうことであつたんですが、旧宮川村でも候補地と言ひますか、そういうようなものを選定して上げたところでもございますが、結果として大内山のほうに決定をしたと、こういうようなことでございます。今回も多分そのような手法になるのかなと思ひておりますが、旧町村でいけば何も設定して、これまでその処理場等を設置していない町村でいきますと、もう宮川村しか残っていないと、こういうことになってこようかと思ひますが、合併後から考えたら、それはそれぞれみんなが持つておりますので、各町で適地を上げてきて、その中から選定というふうなことになるのかなと、こう思ひております。

もう一つは現在の丹生にありますその施設をそのまま使用できないのか。これもちょうど平成32年度までの立地協定というふうなことになるので、一たんそこでリセットする必要がございますけども、そのまま施設を使

いながら、施設と言いましても全部を変えていかなければなりませんけども、そこに立地することはできないのか。そういう案としては考えられるところでございます。そういうことでどこにするのかというふうなことにつきましては、明言するような段階ではございませんし、その処理方式についてもですね、民間もありますんで、そこら辺もかねあわせて考えていかなければならないと、こういうようなことでございます。今後そこら辺をですね、申しあげましたように、27年度にはこの施設整備に取りかかっているような形にせな、そうしますと、23、24、25、26と、もう3年半ぐらいしか残っていないと、こういうようなことでございますが、場所の選定をするだけでもかなり時間がかかってくるだろうというふうに思います。

そういうようなことを踏まえながらいきますと、本当に早いところ処理方式なり場所の決定というようなことを、行っていかなければならんということをおっしゃって、今後そこら辺も精力的に取り組んでいかなければならない課題であるというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

○7番（元坂正人君） あと3年か3年半というような、こうして課題ということでお聞きしました。この中で松阪市ですね、ちょうど桂瀬というところに向いて焼却をするということで、地元とも合意をしながら進めるということになっておりますので、こちらとして3町で進めるのか、2町でいくのか、多気町は現在ですね、あそこの多気町のあそこにごみの焼却場所がですね、美化センターというんがございまして、ないのは大台それから大紀町ということになるんですけども、進めていくんだったら3町で進められてですね、伊賀上野のほうの方式でいくのか、またこちらへこうして施設なんかつくっていただければ、また今、若者の働く場所とか、いろいろかのことにも関係してきますので、ぜひ雇用の場にもなるんやないかというような気もいたしておりますし、一番大事なごみという減量化を図りながら、一つ取り組んで進めていただけるのか、後3年か3年半やというような事業を行っていくには、そういうところ

まで来ておるといふことで、目の前といふことでお聞きしたんで、町長にそのことをこれから3町で進めていかれるのか、早急に進めていただくんやったら進めるというふうなちょっとお言葉を賜ればと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） はいありがとうございます。

3町か2町なのかといふことでございますが、多気町のほうも焼却施設を持っております。これも早晩やりかえねばならないといふような事情があるようございまして、今の多気町長の意向としては、やはり3町でいきたいなといふ意向がございまして、したがって、まず3町で取り組んでいけるものと考えているところでございまして、またそれに合わせながら、申し上げられましたようにごみの減量化、これは引き続きしっかりと積極的に対応していかねばならないと思っておりますし、また3Rと言われますように、リサイクルなりリユースなりリデュースですね、そういったものを当然進めていかねばならんと、こういうふうにいるところでございまして、町民の皆さんのさらなるご協力を賜りたいなと、こう思っているところでございまして、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

○7番（元坂正人君） それでは、2番手の通告をさせていただいておりますことについて、今、通学路の安全点検と対策について、先般、町民の方から通学路の安全対策についてご要望をいただきました。

具体的には、通学路の集合場所付近にある井戸を、子どもたちが覗き込んだりして危ないのを対処してほしいといふものでございまして。これは一例でございまして、ほかに歩道がなく危険な通学路や池、崖また防犯上においてもいろいろと危険な箇所があると思ひます。

そこで初めに教育長に質問をいたします。

1点目、各小学校の通学路の危険箇所の点検をしているかを問ひます。

2項目目、定期的に点検している場合は、各学校別の危険箇所や対策内容について、お答えください。定期的に点検していない場合は、今後どのような体制で調整し改善していくお考えなのか、今後の見通しについてお答えください。

3点目、今回の例については、井戸の所有者が町内在住の方ではないことや、安全対策にも費用がかかることもございます。もちろんこのような問題は、学校、保護者、地域が一体となって対処することが必要であります。予算や法的な措置の必要なものについては、行政の力を借りなければ解決できないと考えております。

そういうことから、こういった地域の問題も学校、保護者、地域、行政が一緒となって解決していくための組織や手段が必要だと思っておりますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（大西慶治君） 教育長。

○教育長（村田文廣君） それでは失礼いたします。

元坂議員の第2問目の第1点目、各小中学校の通学路の危険箇所の点検を行っているのかについて、お答えいたします。

各小学校、中学校の通学路における交通安全上、不審者対策上、あるいは災害時等の危険箇所点検につきましては、各学校とも年度初めに校区内の一斉点検を行っております。

各学校いろんな形で危険箇所点検を行っておりますが、日進小学校につきましては、毎年年度初めにPTA地区役員及び本部役員で各地域危険箇所を総点検し、その点検結果をPTAの総委員会に報告しております。

また毎月の登下校指導を通じ、各地域の通学路の危険箇所について注意喚起を行っております。さらに保護者の方やスクール安全ボランティアの方から、危険箇所等の報告を受けた場合には、速やかに危険箇所を確認し、子どもに指導したり危険箇所の表示や改善などの対処を行っております。

2点目の定期的に点検している場合は、各学校別の危険箇所や対策内容についてというご質問についてお答えいたします。

まず日進小学校でございますが、危険箇所は48カ所ございます。その対策でございますが、「飛び出し注意」「とまれ」の注意看板を設置した場所が34カ所、「危ない」の看板を設置した場所が14カ所でございます。

危険箇所対策につきましては、まず危険箇所を周知するために、看板を設置いたしまして、児童あるいは通学路利用者に注意を促しております。

川添小学校の危険箇所は40カ所ございました。危険箇所対策でございますが、危険箇所点検結果を児童玄関に掲示し、また一斉下校時に随時全校児童に注意を行っております。また地区通学団では、児童がお互いに危険箇所を確認しあうように通学指導をしております。

P T Aにおきましても、年一回危険箇所点検を行い、その点検結果に基づき地区懇談会等で話し合いを行い、必要に応じて注意を促す立て看板を設置しております。今後、現在の体制を維持するとともに、新たな危険箇所が判明した場合、その周知を図るとともに、安全マップの更新を実施したいと考えております。

三瀬谷小学校でございますが、ここは通学路だけでなく、三瀬谷地区全体の危険箇所に「飛び出し注意」「とまれ」「危ない」などの看板を設置しております。今年度は看板を取り替えたり、新たに設置したりするなどを行い、25本設置いたしました。なお三瀬谷地区全体では、約240カ所に看板を設置しております。

宮川小学校の場合でございますか、現在、大きく課題となっている危険箇所は2箇所ありまして、一つはスクールバスのバス停付近と駐在所からの小学校までの通学路となっております。

スクールバスのバス停付近につきましては、学校が地元区長さんと相談しまして、町及び県への改善要望書を提出しております。また駐在所前の信号のない交差点につきましては、地区の老人会の方々が毎朝交通安全ボランティアをしていただき、安全監視をしていただくとともに、児童の見守りを行っていたいております。

次に、中学校でございますが、協和中学校の危険箇所は、まず月一回の交通指導日に特に危険箇所と思われる場所において、生徒とともに交通指導を行い登校の様子を見るとともに、通学路の状況を点検しております。なお危険箇所は3箇所ございまして、間井工務店前歩道付近、保育所横交差点及びタミ美容室横交差点でございます。

次に、新学期最初の通学団会での点検でございますが、各、地区ごとに全員で危険箇所を確認し、新入生にも周知指導しておりまして、通学団会で上げられた各地区の危険箇所を、生徒会担当がまとめて職員で共通理解し、交通安全指導にあたっております。

また随時の点検といたしまして、通学団会で上げられた危険箇所を中心に、通勤途上や家庭訪問等の機会に、状況を把握するようにし、異常があればすぐに報告し生徒への指導を行っております。

重点的に点検を行っているのは、「栃原交差点、新田交差点、日進小学校北の点滅信号の交差点、J Aの前を通過して県道新田野原線を横断する交差点、千代・柳原方面の歩道や工事箇所及び丸山地内等の狭い交差点」など10カ所となっております。

大台中学校の危険箇所の点検につきましては、各学期末に通学団会議を開きまして、生徒から危険箇所について聞き取り調査を行い、また地区懇談会においては各地区の危険箇所について聞き取り調査を行っております。

大台中学校では、上三瀬から長ヶへ向かう途中の百坂が危険箇所として上げられております。

最後になりますが、宮川中学校の通学路等の危険箇所でございますが、毎年生徒の地区別会議を開催しておりまして、その会議で危険箇所として、街灯がなく不安を感じる場所として、始神～神滝の間など5カ所が上げられておりまして、また歩道が狭くて危険だとか、朝夕の交通量が多い時には危険だと感じるなどの理由で、江原橋付近や荻原橋などの5カ所がありました。

危険箇所対策といたしましては、県道及び国道に係る箇所がたくさんあ

るために建設室を通じまして、定期的に県及び国の関係機関へ改善要望としてお願いをいたしております。また道路沿の樹木が成長して、スクールバスや自転車通学の邪魔になるため、建設室が対応できる範囲内のものであれば伐採をしていただいております。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは、3点目のその井戸についてでございますが、現場を教育委員会が見せていただきました。道路より入っております、個人所有の住宅というところでもございます。通学路の点検を行っても見つけにくい状況がございます。通学団の集合場所の近くにありまして、子どもたちが興味を持って覗き込むケースはあるということでございますので、小学校で十分注意をするよう依頼したところでございますが、本来個人の所有でもございまして、所有者に善処していただくのが、筋かと存じます。しかしお聞きすると、すぐに対処できないということでもございますので、とりあえず危なくないような措置をお願いしたいという要望を区長様からいただいたところであります。このような事例があった時に、予算や法的な措置の必要なものについては、行政の力を借りたいというお話でございます。またこのような地域の問題を学校や保護者、あるいは行政等が一体となって解決していくための組織や手順が必要ではないかということでございますが、議員もよくご承知のことと存じますけれども、先程も申し述べましたんですが、まず第一義的には所有者がその責を果たすことと、次に学校、家庭等の指導を徹底すること。そして地域の問題として対処することだと存じます。行政としましては、個人資産への関与には慎重にならざるをえないところでございます。地域からの要望も踏まえながら適宜対処していきたいと存じます。ご理解をお願いしまして答弁いたします。

○議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

○7番（元坂正人君） まずですね、教育長、2問ほどこうして質問させていただきました中で、こんなにたくさんの危険箇所があるかなというように驚いておるということでございます。いろいろと地域の方から聞いたとか何とか、

いろいろとございまして横断歩道危ないやないか、飛び出しは危ないやないかということなど、即、対応してこれまでいただいたり、警察のほうと連携また公安委員会等にこの間もお願いしたというような経過もございまして、即それは取り上げていただいてやっていただいた、それは即動いていただくということについては、教育長あなたもやはり子どもさん預かる親として、やはりこういう危険な箇所とか、危険な声が上がってくれば、即これは地域の区長さんが言うてこなできやんのやとか、そういう問題じゃないと思う。そこら辺で、即ですね、学校とそれからやはり校長以下、一生懸命でそれは取り組んで、また担任それからこのように耳に入って、ああこれは区長に頼んであるのや、これはというような人事じゃないやと、即、動いてもらって、即、課長以下こういう子どもの命を守るということは、銭で買えへんのやから、もう即ですね、こういうようなこと動いてください。今回はそのようなことで、個人的な井戸ということで、私も行って写真も撮らしていただきました。それで即その後、教育委員会として行って写真を撮ってくるわなというようなことで、行ってもらったということも聞いております。

で、このような対処方法をですね、非常に現場へ行って、なるほどな、いかにこれが後から命を落としてから危なかったなというようなことじゃなくですね、即また今後このようなことが起こりうるかもわからん。子どもは油断ということが一番ですね、我々も油断ということも、できやんと思うんで、一つそのようなことで新学期なんか特に目を配っていただいてですね、一つ安全な教育また人間形成に一つよろしくお願いしたいと思います。ちょっとそのところだけお聞かせください。

○議長（大西慶治君） 教育長。

○教育長（村田文廣君） 各小学校、中学校から報告を上げていただきまして、危険箇所を調査しました。小学校とやっぱり中学校では子どものその成長段階が違いますので、小学校では本当にきめ細かく、それこそ本当に小さな路地からすべて看板を立てていただいたりしております。中学校になりますと、小学

校6年間の基礎がございまして、それぞれ自分で判断できるということもありますので、本当に大きな部分の特に危険箇所として上げてもらってございます。

今、議員もおっしゃいましたその井戸について、実際に見せていただきました。通学路を点検しておった場合、恐らく場所的にはもう住んでみえない民家の横にございますので、道だけ見ておってのはこれはわからなかったかなと思います。実際、大きな井戸で1 m 3 0 ぐらいの口が開いておりましたので、危険箇所では間違いのないと思うんですけども、なかなか教育委員会といたしましてもそれだけの措置ができることができませんので、学校それから区長さん等、地域の方とのいろいろな話によりまして、上げていただくというような形でしております。

それから、通学路と言いますと、やはり町道なり県道なり国道ということでございますので、こちらのほうも学校から区長さん等にも相談しながら上げていただきまして、できることは町へ、それから県へあるいは国へということでは要望を出させてもらっております。なかなかその時間のかかるものもございんですけども、子どもたちのことを先ほど議員おっしゃられましたように、命のこととでございますので、特に通学路についてはもう危険箇所については早速すぐに対処をいたしておりますが、できればすぐにできるとよろしいんですけども、またできない部分はこちらからまたお願いもしていきたいと存じます。以上でございます。

○議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

○7番（元坂正人君） 教育長いまし具体的なですな、こげにしたとか、あげにしたとか、何もこれ答えになっておらへんやねえかな、何したん。

これ井戸そのままでそうします、危ないところは、あるな、答えになつとる、なつとらんですやろ。これもう一遍聞かせてください。

○議長（大西慶治君） 教育長。

○教育長（村田文廣君） すいません。先ほどお答えさせていただいたんですけども、個人所有の井戸へ教育委員会がなかなか関わるができませんので、区

長様のほうから一応こちらのほうへ上げていただいております。総務のほうへ、そっちのほうでまたいろいろ対応できることを考えてですね、善処していきたいとは考えておりますけれども、先ほども町長も申しましたとおり、本来は個人所有のものでございますので、本来はそちらで対処していただくのが妥当かと思っておりますけれども、緊急のことですぐにできないということですので、そのあたりは学校と区長さんと相談していただきまして、一応総務のほうへ上げてもらってはおります。以上です。

○議長（大西慶治君） 3 遍目で終わりなんです。町長。

○町長（尾上武義君） ありがとうございます。その件につきましてですね、負担がどこであるのかということ、ちょっとまだ整理しなくちゃならない部分がございます、早速業者さんにですね、その対応を図るよというところで、一応連絡は取っているところでもございます。いうことですぐに措置はできるとは思いますが、お金の出所だけちょっと考えておかないかん、それは私有地であるとかですね、個人の所有というふうなことがありますんで、その部分についての整理だけちょっと残っておると、こういうことでございますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

○議長（大西慶治君） 元坂正人議員の一般質問が終了しました。